

議員提出議案第 4 号

殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対し、平和主義の堅持を求める意見書  
の提出について

上記の議案を別記のとおり交野市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

意見書案……別記

令和 8 年 6 月 1 0 日 提出

提出者	交野市議会議員	安部敬子
提出者	交野市議会議員	中谷政人
提出者	交野市議会議員	藤田茉里

提案理由 交野市の公益に関する事件につき、関係行政庁に意見書を提出したため。

殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対し、平和主義の堅持を求める意見書（案）

殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対し、平和主義の堅持を求める意見書

政府は、4月21日の閣議と国家安全保障会議において、「防衛装備移転三原則」の運用指針を見直し、完成品輸出を救難・輸送・警戒・監視・掃海の「5類型」に限定していた従来の方針を撤廃しました。

これにより、戦闘機、護衛艦、潜水艦等、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする「自衛隊法上の武器」の完成品輸出が認められたこととなります。また、輸出先については、国連憲章の目的及び原則に適合する方法を使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定するとされる一方、「特段の事情」があれば、現に戦闘が行われていると判断される国への移転も可能とされています。

武器輸出については、1981年の国会決議において、全会一致で武器輸出三原則を厳格に運用する方針が確認されています。その後2014年には武器輸出の「原則禁止」が「原則可能」へと変更されましたが、殺傷武器輸出については「5類型」に限定する歯止めが設けられてきたところです。

しかし今回政府は、国会で一切の議論をすることなく、この「5類型」を廃止する事を閣議決定しました。武器輸出のさらなる緩和は、国際社会の緊張や紛争の激化を助長し、日本が戦後築いてきた平和国家としての立場や、国際的な信頼を損ないかねません。

また、国民的議論がないまま政府主導で決定されたことは、民主主義国家の根幹を揺るがす重大な問題でもあります。

殺傷能力を有する武器輸出は、日本国憲法の平和理念とは相入れないものであり、日本製の武器が紛争の激化や人命を奪うことは許されません。

住民の生命と生活を守る立場にある自治体として、殺傷能力を有する武器輸出の拡大に明確に反対し、平和主義の堅持を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

交野市議会

令和8年6月29日

内閣総理大臣 宛

外務大臣 宛

防衛大臣 宛

経済産業大臣 宛